

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成 1 5 年 7 月 1 日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

公務外における所属団体経費の不適正管理による金銭損失

被 処 分 者	主事 5 6 歳
事案の内容	被処分者は、自身が公務外にて所属している団体において、長年、会計担当として、多額の経費を自宅にて現金管理し、領収書を不足させるなどの杜撰な管理を行った。結果的に、平成 27 年 6 月頃から令和 5 年 2 月頃の 7 年 9 か月の間、被処分者により 1, 028, 269 円の不正使用・紛失（詳細は被処分者自身も不明）の金銭損失を生じさせ、所属団体の運営に混乱を招いた。 なお、不正使用・紛失した経費は、所属団体と被処分者間での協議の上、返済予定である。
処分の内容	停職 3 月
発令年月日	令和 6 年 6 月 2 8 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号